



令和6年度 大阪市職員 { 大学卒程度技術 } 採用試験要綱

短大・高専卒程度技術

令和6年3月1日
大阪市人事委員会

試験の主な変更点

- ・「機械」の受験資格年齢を「22歳～29歳」から「22歳～26歳」に変更します。
- ・第1次試験の専門試験を「30問中25問選択解答」の択一式のみに変更し、小論文を廃止します。
- ・第1次試験当日に提出を求めていた「エントリーシート」を廃止します。

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

申込み受付期間	4月2日(火) 午前9時から 4月22日(月) 正午まで インターネット申込みです。
第1次試験日	6月16日(日)

1 試験区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

試験区分		採用 予定者数	受験資格（次のA又はBのいずれかに該当する方）		採用 予定日
			A	B	
大学卒程度 技術	都市建設 [主に土木]	40名程度	平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方（職歴及び学歴は問いません。）	平成15年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月までに卒業する見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方	令和7年 4月1日
	建築	10名程度			
	化学	5名程度			
	造園	5名程度			
	機械	5名程度			
	電気・電子・ 情報	10名程度	平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方（職歴及び学歴は問いません。）		
短大・高専卒 程度技術	都市建設 [主に土木]	5名程度	平成15年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月までに卒業する見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方を除く。		
	建築	数名程度			

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。なお、「数名程度」とは、1～4名程度を予定しています。
- 上表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（6ページ参照）に該当する方は受験できません。

- 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に卒業（見込み）の方等は、短大・高専卒程度技術採用試験は受験できません。詳細は、大阪市ホームページ「職員採用試験における学歴要件について」(<https://www.city.osaka.lg.jp/gyouseiinkai/page/0000429443.html>)をご覧ください。
- 合格者は令和7年4月1日採用予定ですが、欠員等の状況により、勤務可能な方は令和7年4月1日より前に採用される場合もあります。
- 以降、大学卒程度技術を「大卒技術」、短大・高専卒程度技術を「短大・高専卒技術」と表記します。

2 試験日時・場所、試験方法、試験内容

試験	日時・場所	試験方法	試験内容
第1次試験	令和6年6月16日(日) 集合時刻、試験会場(大阪府内)は、 受験票に記載して通知します。	適性試験(SPI3) ペーパーテスト方式 (約1時間10分) (予定)	能力検査のみ実施します。 言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力などを問います。
		専門試験 [択一式] (1時間30分)	30問中25問選択解答 出題分野は下記の別表のとおりです。
第2次試験	令和6年7月11日(木)・12日(金)の うち指定する1日(予定)	口述試験	個別面接を行います。

- 第1次試験において適性試験(SPI3)の得点が一定の基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、専門試験の採点は行いません。
- 第1次試験合格者には、口述試験の参考資料とするための「面接カード」を提出していただきます。
- 第2次試験の日時・場所及び提出書類の詳細は、第1次試験の合格発表日(4ページ参照)に大阪市ホームページに掲載します。

(別表) 専門試験出題分野(大卒技術、短大・高専卒技術共通)

試験区分	出題分野
都市建設 [主に土木]	応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工など
建築	建築計画、建築史、都市計画、構造力学、建築構造、建築設備、建築施工、材料学、環境原論など
化学	物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、生物化学、応用微生物学、環境科学など
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む。)、造園関連基礎など
機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作など
電気・電子・情報	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学など

3 受験手続

「大阪市行政オンラインシステム」(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>) から受験される試験区分を選択し、申し込んでください。

令和6年6月16日(日)に大阪市人事委員会が第1次試験を実施する採用試験において、申込みは1つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申し込むことはできません。また、同一の試験区分においても複数回申し込むことはおやめください。複数又は同一試験区分において複数回申し込まれた場合は最後に申し込まれたもののみ受理します。

【申込み受付期間】	令和6年4月2日(火)午前9時から令和6年4月22日(月)正午まで
-----------	-----------------------------------

【受験票等の交付】	令和6年5月16日(木)ごろダウンロードできる状態になります。
-----------	---------------------------------

- 申込完了後に、受験申込の申請を受け付けた旨のメール通知がありますので、削除せずに保管してください。メール通知がない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、必ず大阪市人事委員会（電話：06-6208-8545）までご連絡ください。
- 申込み受付期間終了後は、申込受付や試験区分等の変更、取下げは一切できません。誤って取下げ等を行った場合、受験することはできません。
- 受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。
- 障がい等により、インターネットによる申込みが困難な方は、令和6年4月10日(水)までに大阪市人事委員会までご連絡ください。

4 合格者の決定

試験	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果を総合的に判定して決定します。
第2次試験	第2次試験の結果を総合的に判定して決定します。※

※前段階の試験の成績は加算しません（同点により合格者を決めがたいときは、第1次試験の結果で判定することがあります。）。

- 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。
- 試験方法のうち、棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、不合格とします。

5 合格発表

試験	発表日（予定）	発表方法
第1次試験	令和6年6月25日（火）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。 なお、合否に関わらず個別の通知は行いません。 ※合格発表と併せて、第2次試験の日時・場所及び提出書類の詳細を大阪市ホームページに掲載しますので、合格者は必ずご確認ください。
第2次試験	令和6年7月25日（木）	合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。

6 合格から採用まで

- ① 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。
- ② 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ③ 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。
- ④ 営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。
- ⑤ 令和5年4月1日現在の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、行政職給料表1級適用として、大卒技術が222,488円、短大・高専卒技術が198,244円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）大卒技術（職歴は民間企業の正社員（技術職）の場合）

経歴	初任給
職務経歴4年	242,208円
職務経歴7年	256,360円
大学院修士課程修了	228,752円
大学院博士課程修了	248,820円

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

7 従事する職務等

試験区分	職務内容	主な配属先
都市建設 [主に土木]	都市計画の調査・立案・進行管理、総合交通体系や都市施設、拠点地区やベイエリアの開発計画、都市景観等まちづくりに関する調査・立案、道路・橋梁・河川・港湾・上下水道事業施設等の設計・施工・維持管理・機能更新、土地区画整理事業の施行など、主に都市建設に関する専門技術的業務に従事します。	建設局 大阪港湾局 計画調整局 都市整備局 水道局など
建築	住宅施策・まちなみ形成・市街地整備に関する企画立案・施策実施、住宅・学校その他市設建築物の建設・整備に係る企画・設計・工事監理、建築基準法・都市計画法等に基づく指導・建築規制・誘導など、主に建築に関する専門技術的業務に従事します。	都市整備局 計画調整局など
化学	下水処理場・浄水場の水質管理・水質検査・水質調査や水処理技術等の研究開発、事業所の排水や排ガスの規制、本市の環境対策の企画立案など、主に化学に関する専門技術的業務に従事します。	建設局 環境局 水道局など
造園	都市公園・緑地・街路樹等の計画・設計・施工・維持管理、都市緑化に関する調査・企画立案・普及啓発・技術的指導など、主に造園に関する専門技術的業務に従事します。	建設局 計画調整局など
機械	住宅・学校その他市設建築物、環境対策施設、防火防災施設、上下水道事業施設、港湾事業施設などの機械設備の計画・設計・施工監理・維持管理など、主に機械に関する専門技術的業務に従事します。	建設局 環境局 都市整備局 水道局など
電気・電子・情報	住宅・学校その他市設建築物、環境対策施設、防火防災施設、上下水道事業施設、港湾事業施設などの電気設備の計画・設計・施工監理・維持管理、並びに、ネットワークや情報システム技術の活用にかかわる企画・設計・運用保守など、主に電気に関する専門技術的業務に従事します。	建設局 都市整備局 環境局 デジタル統括室 水道局など

※上表の職務内容・主な配属先は、今後の事業計画等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

- ① 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務は、例えば本市施設の維持管理業務、工事の検査に関する業務、事業の調査に関する業務、その他市長部局等における専門的業務などで、その詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

8 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格発表日（4ページ参照）から10日間以内（消印有効）に郵送で請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点等をお知らせします。なお、対象者は、それぞれの試験で全てを受験した方に限ります。

9 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② この採用試験要綱の試験に最終合格し、採用された方は、行政職給料表等1級が適用され、選考により通常1年（短大・高専卒技術は3年）で2級に昇格します。その後、3級昇格までに2級在級年数が最低6年必要ですが、採用時に27歳以上の方については、3級昇格の2級必要在級年数が短縮されます。ただし、3級昇格にあたっては選考を経ることになります。
- ③ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ④ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- ⑤ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

(参考)

令和5年度 職員採用試験実施状況

試験区分		受験者数 (名)	合格者数 (名)
大卒技術	都市建設 [主に土木]	57	38
	建築	22	13
	化学	26	13
	造園	15	7
	機械	10	9
	電気・電子・情報	12	6
短大・高専卒技術	都市建設 [主に土木]	6	5
	建築	3	2

地方公務員法第16条 (抜粋)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

この試験についての問い合わせは

大阪市人事委員会（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所4階

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線

「淀屋橋」下車 ①号出口北すぐ

京阪電車中之島線

「大江橋」下車 ⑥号出口東すぐ

電話番号 (06) 6208-8545

FAX番号 (06) 6231-4622

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

採用試験に関する最新の情報などを大阪市ホームページ及びX（エックス）で発信しています。

わらおーさか。 | 大阪市職員採用のご案内

<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu250/shokuinsaiyou/index.html>

大阪市人事委員会X（エックス）公式アカウント

@oc_jinjiinkai

《大阪市職員採用試験の受験申込にあたって》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。申込みをした方は受験してください。よろしくお願いいたします。